

令和2年4月30日

報道各位

敦賀市福祉保健部児童家庭課

子育て世帯への臨時特別給付金事業の実施について

みだしのことについて、下記のとおり実施しますので、お知らせします。

記

1 事業の目的

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取り組みの一つとして、児童手当を受給する世帯に対する臨時特別の給付金を支給します。

2 実施主体及び経費負担

実施主体 市区町村

経費負担 国が補助（事業費及び事務費）（10/10）

3 支給対象者

対象児童に係る令和2年4月分（3月分を含む。）の児童手当（本則給付）の受給者（所得制限限度額以上のため、特例給付として児童1人につき月額5,000円の支給を受けている受給者は支給対象外となります。）

4 対象児童

児童手当（本則給付）の令和2年4月分の対象となる児童（3月分の対象となる児童含む。）

※3月31日までに生まれた児童が対象。新高校1年生を含む。

5 給付額

対象児童1人当たり1万円

6 給付方法

市から支給対象者へ「給付金の案内通知、受給辞退等の届出書」を送付し、児童手当登録振込口座へ振込

※公務員については、所属庁が支給対象者であると証した上で、住民票のある市区町村に申請し、受付後、振込

7 給付開始日

令和2年6月5日（児童手当支給日）予定

問合せ

敦賀市福祉保健部児童家庭課

（電話 22-8125）